

○市川市市民法律相談実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民の日常生活上の問題、紛争等のうち、その解決に専門的な法律の知識を要するものについて、専門家である相談員が適切な指導、助言を行う市民法律相談(以下「相談」という。)の実施に関して必要な事項を定める。

(相談員)

第2条 相談員は、弁護士法(昭和24年法律205号)の規定による弁護士である者、又は、司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項の第1号から第3号の規定のいずれにも該当する司法書士(以下「認定司法書士」という。)をもって充てる。

(相談の内容)

第3条 相談の内容は、原則として民事上の問題に関するものであって、営利を目的とするもの、裁判所において係争、調停中のものを除いたものとする。

(対象者)

第4条 相談をすることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市内に在住、在勤、又は在学する者
- (2) 市内に居住する者の成年後見人
- (3) その他総合市民相談課長が必要と認める者

(相談の日時等)

第5条 相談の日時、場所、相談の方法は、次の各号に掲げるとおりとし、毎月第3土曜日発行の「広報いちかわ」において発表するものとする。

- (1) 相談は、総合市民相談課長があらかじめ定めた日時で実施する。
- (2) 相談の場所は、第1庁舎並びに行徳支所とする。
- (3) 相談の方法は、対面又は電話で行うものとする。

2 前項各号の規定にかかわらず、総合市民相談課長は、特に必要があると認めるときは、相談を実施する日時、場所、相談の方法を臨時に変更することができる。

(相談予約の申込み)

第6条 相談を希望する者は、あらかじめ、総合市民相談課へ電話、又は来庁し、次の各号に掲げる事項を伝えて申込み、予約をしなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 連絡先の電話番号
- (4) 相談内容

2 予約の受付は、弁護士が土曜日を除く平日(以下「平日」という。)に実施する相談については、相談日の前週の金曜日、この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定す

る休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その直前の平日、ただし、12月29日から1月3日の間に当たるときは、12月28日の直前の金曜日のそれぞれ午前8時45分から、その他の相談については、毎月第3土曜日の翌々日の月曜日、この日が休日に当たるときは、その直後の平日のそれぞれ午前8時45分から開始し、相談日の前日、この日が休日に当たるときは、その直前の平日のそれぞれ正午までとする。

(相談時間及び回数の制限)

第7条 相談の時間は、弁護士によるものについては、1回につき25分以内、認定司法書士によるものについては1回につき40分以内とし、相談の回数は、それぞれ同一内容の相談につき1回限りとする。また、相談から3か月が経過するまでの間、次の相談をすることはできないものとする。

2 相談をキャンセルする場合であって、当該申し込みをしていた相談日の前日、この日が休日の場合は、その直前の平日のそれぞれ正午以降に申し出た場合は、相談日から3か月が経過するまでの間、次の相談をすることはできないものとする。

(相談の費用)

第8条 相談をするための費用は、無料とする。

(相談員の遵守事項)

第9条 相談員は、相談の実施にあたって次の各号を遵守しなければならない。

- (1)相談者に親切かつ公平に対応すること。
- (2)相談に対しては、特別の事由がある場合を除き、即日回答をすること。

(個人情報の適正な保護)

第10条 市民相談に従事する者は、市川市個人情報保護条例に基づき、個人情報を相談業務により収集、保管及び利用するにあたっては、個人情報の取扱いについて適正な保護措置を講ずるよう努めなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。